

グリーンコープは遺伝子組み換え・ゲノム編集食品に反対します

「食の安全」の危機!!

「遺伝子組換え表示制度」改悪で

安心して食品を選ぶ権利が奪われる!

グリーンコープは、安全性に不安のある遺伝子組み換え(以下、GM)やゲノム編集によって遺伝子を操作された作物や食品に対し、反対の立場を貫いています。1997年秋からは、カタログGREENで「non-GMO」のマークを表示し、組合員にGM作物や食品に関する情報を届けています。

2023年4月、国の「遺伝子組換え表示制度」の改正により、新しい食品表示基準が施行されます。それにより、これまで包材に「遺伝子組み換えでない」と表示できていた多くの食品から表示が消えることになり、安全な食べものを選びたいと願う消費者の権利が奪われることとなります。

グリーンコープでは、今回の法改正を機に、カタログGREENなどのGMに関する案内を変更します。カタログGREEN1号(3月13日週配布)からの変更点を紹介するとともに、「遺伝子組換え表示制度」の問題点について考えます。

カタログGREEN1号から 遺伝子操作に関するマーク表示を変更します

1. これまでの「non-GMO」マークに替わり、新たな表示マークが登場。

詳細は、カタログGREEN1号(3月13日週配布)別チラシで案内します。



2. 表示の対象を、GMOだけでなくゲノム編集にも広げ、「青果・米(冷凍野菜を含む)」と「魚介類」にも表示。

※4月からは、「共生の時代」やチラシなどの情宣物でも、商品やGM反対の取り組みなどを紹介する際の表現を工夫していきます。(例) これまで: 「non-GMとうもろこし」

↓
4月から: 「GMのものが混入しないよう適切に分別流通管理したとうもろこし」

法改正によって、グリーンコープのGMOの基準が変わることはありません。これからも「GMO混入5%未満」を追求していきます。

「GMO混入5%未満」は「遺伝子組み換えでない」と言えない!!

現在、日本国内では遺伝子組み換え作物(以下、GMO)の商業栽培は行われていません。輸入農作物については、食品衛生法に基づく安全性審査を経たうえで、9つのGMOとそれを原料とした33の加工食品群の流通が認められています。

「遺伝子組換え表示制度」では、日本で流通しているGM食品について容器包材への表示を定めています。制度には、義務表示制度と任意表示制度があり、この4月より任意表示に関する制度が改正となります。

具体的には、これまで「適切な分別生産流通管理(以下、分別管理)」を行っていたうえで、遺伝子組み換え作物の意図せざる混入が5%未満であれば「遺伝子組み換えでない」と表示できていたが、今後は「GMOの混入がゼロ」の場合しか表示できなくなります。

※1大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜

※2 遺伝子組み換え作物と非遺伝子組み換え作物を生産、流通及び加工の各段階で混入が起らないよう管理し、そのことが書類などにより証明されていること

「GMO混入ゼロ」は実現不可能な数値

GMOの混入基準が「5%」から「0%」に引き下げられ、より厳しくなるといったことは、GMOを避けたいと考える消費者にとって、一見歓迎すべきことのように見えます。しかし現実には、どんなに適切な分別管理を行っても、輸入作物のほとんどから1〜3%のGMOが検出されています。

「GMO混入ゼロ」と言えるのは、国産の原料だけか、GMOの栽培を認めていない国の原料で、かつ意図せざる混入を含めGMOの可能性がある原料の混入がないと証明できる場合のみに限られることとなります。

多くの食料や畜産飼料を輸入に頼っている日本では「GMO混入ゼロ」を実現するのは非常に困難であり、輸入作物を使わずに「遺伝子組み換えでない」という表示ができません。このように表示が難しくなると言われています。

現在の制度下でも、多くの生産者やメーカーが「GMO混入5%未満」をクリアするために、多額の費用と手間をかけて原

料の分別管理を行っています。GMOを食べたくないという消費者の要望に応えたいと努力してきた生産者やメーカーの中には、今回の改正により分別管理をあきらめるところも出てくるかもしれません。そうなれば、これまで以上に多くのGM食品が日本の食卓に上るようになり、遺伝子組み換えでないという任意表示を頼りに食品を選んできた消費者にとっては、選択の余地がほとんどなくなります。今回の改正は消費者の立場に立ったものとは到底言えません。

そもそも国は、制度の対象となっていない農作物や加工食品について、安全性審査を経て流通が認められているのだから安全であり、問題はないとしています。GMOでないことをアピールするよう任意表示は、消費者にGMOに対する誤解を与えかねないというのが国の姿勢です。

今回の法改正の背景には、食物自給率が低く、多くの食品や飼料の原料を輸入に頼らざるを得ない日本国内の事情や、GMOによって世界の種子を支配しようとする巨大種子企業の存在があることとは否めません。

知らない間に食卓に忍び寄るゲノム編集食品の数々
また、近年GMOに代わって広がり始めたのがゲノム編集食品です。ゲノム編集技術はGM技術

に比べて取り扱いが簡単で、様々な分野で応用されており、すでに日本国内でも、ゲノム編集のトマトや魚が開発され登場し始めています。しかしゲノム編集では、狙った以外の場所が切断される「オフターゲット」により、予期しない変異が起る可能性があるという問題があります。また、ゲノム編集されたこれらの動植物が自然界に流出した場合、どのような影響を及ぼすのか誰にも分かりません。

国は、目的とする遺伝子を切断するだけのゲノム編集食品について、健康へのリスクは従来の品種改良と同程度と見なし、科学的な判別の難しさを理由に、食品の安全性審査も環境への影響評価も求めず、食品表示の義務はないとしています。

グリーンコープでは、今後もGMやゲノム編集に関する組合員に必要な情報を届けるために、カタログGREEN1号から、新マーク「NO! 遺伝子操作」に変更し、遺伝子操作に反対であるという意思をより明確に表現していきます。さらに、ゲノム編集された野菜や魚が市場に出回る状況となつていくことを受けて、カタログのマーク表示の

品の原料について、二次原料、三次原料まで可能な限り国産やGMでないものを使っています。畜産飼料の原料となる輸入穀物についても、適切な分別管理によりGMO混入5%未満のものを確保しています。

消費者の立場に立った食品表示を

食品表示制度については、昨年3月にも食品添加物の不使用表示に関して、添加物を使用する食品業者が有利なガイドラインが策定されました。今回の遺伝子組み換え表示に関する変更も、消費者の立場よりも食料や穀物の輸入を優先した「改悪」と言える内容です。

食品表示とは本来、消費者が安心して商品を選ぶための目安であるはずですが、グリーンコープは今後も、商品について組合員に必要な情報を届けるとともに、消費者の選ぶ権利、知る権利を守るための運動を続けます。



グリーンコープ協会ふくおか南地域理事長 砥上 叔子

最近SNSで知ったこと。日本人は子どもに対して「人に迷惑をかけてはいけない。」と教えることが多いが、インドの人は子どもに「あなたは人に迷惑をかけて生きているのだから、人のことも許してあげなさい。」と教えるのだそう。

あら〜、確かに私って迷惑ばかりかけて生きてきたわ。その割には結構「許せないっ!」とか言って、悶々とそのことだけ考えていたりする時もある。自分がこんなに迷惑かけてるのだから(そして許してもらっているのだから)、お互い様よね。そう思ったら、とっても生きていくことが楽になるんじゃないかしら。

私は今年度で活動を卒業します。これまで出会ったみなさま、いろいろご迷惑をおかけしました。ありがとうございました。それからこれから出会う方、どうぞ宜しくお願いいたします。

「NO! 遺伝子操作」のマークは、GMO反対の意思表示

グリーンコープは、食